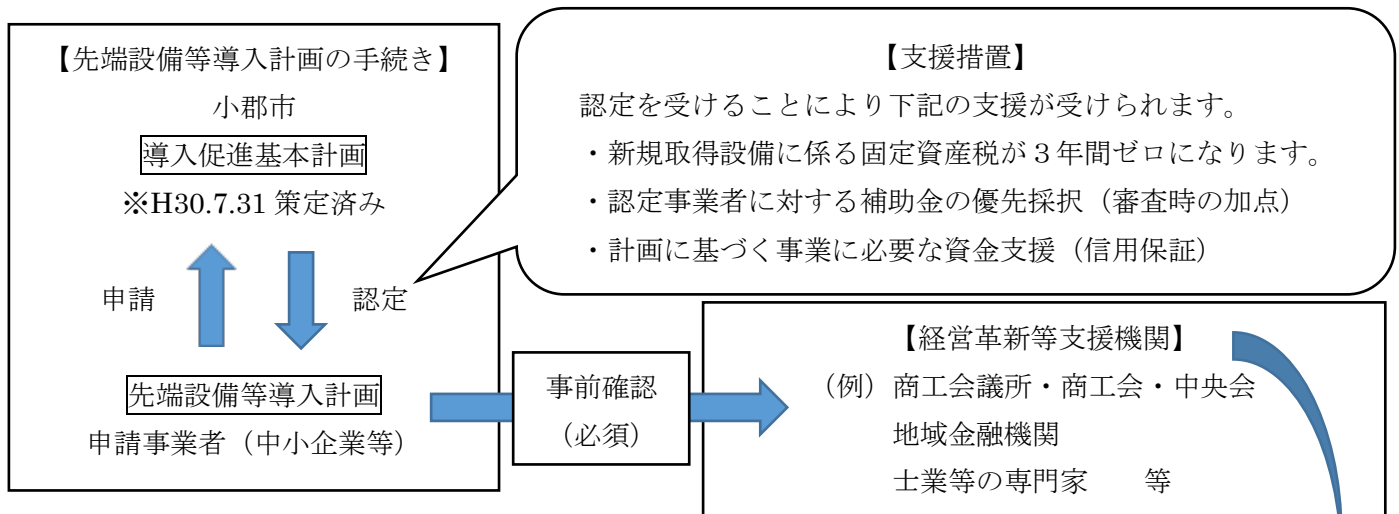


先端設備等導入計画の受付を開始します！！（生産性向上特別措置法関係）

減価償却資産に係る固定資産税が3年間ゼロになります！！

○先端設備等導入計画とは

中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、また、中小企業が所有している設備等は特に老朽化が進んでいることから、生産性向上特別措置法（平成30年6月6日施行）に係る「先端設備等導入計画」を中小企業等が策定し、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るものです。なお、本市の「導入促進基本計画」に中小企業等が策定する「先端設備等導入計画」が合致し、認定を受けた場合は、新規取得設備等に係る固定資産税を3年間ゼロとする税制措置等を受けることができます。

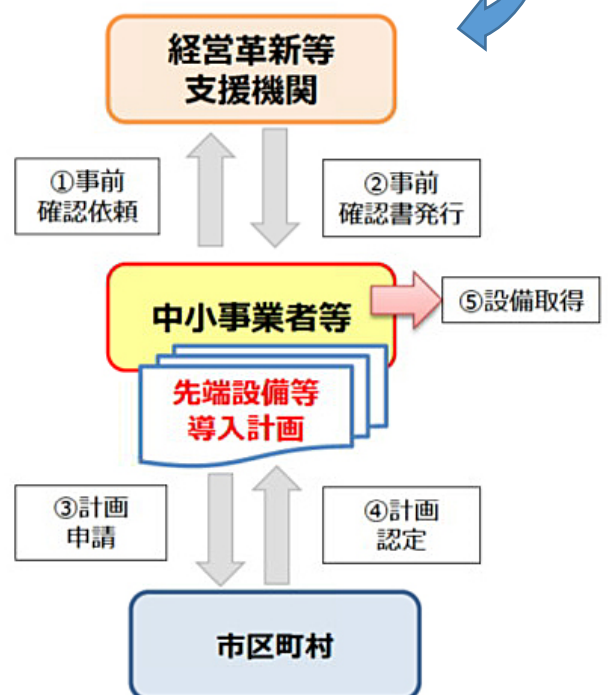


○認定を受けられる「中小企業者」の規模
 （中小企業等経営強化法第2条第1項）

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
注：税制支援は、「1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主等」です！

○先端設備等導入計画の認定フロー



○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3・4・5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ○算定式 $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備等 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア※1
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること。 ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 ○認定経営革新等支援機関(商工会議所、商工会等)において事前確認を行った計画であること。

※1：ソフトウェアは先端設備等導入計画の対象設備ですが、固定資産税の特例措置については対象外です。

【その他の要件】

- ・人員削減を目的とした計画ではないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- ・公序良俗に反する事業でないこと。
- ・市長が計画の認定を不相当と認める事業でないこと。

○固定資産税の特例について

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等 のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物付属設備※1(60万円以上/14年以内)
その他の要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準額を3年間ゼロに軽減

※1：建物付属設備については、家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

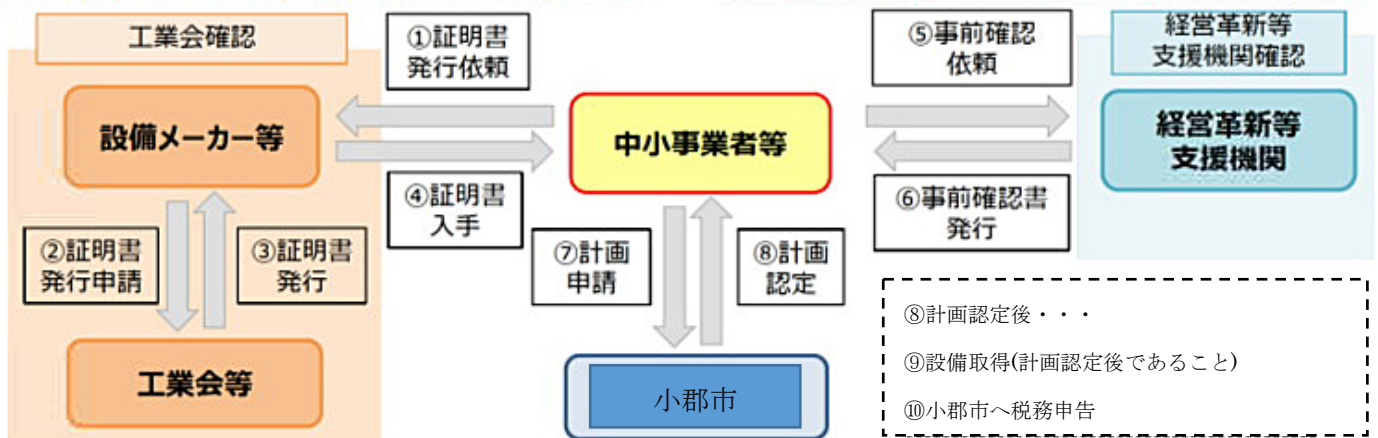
固定資産税の特例について（スキーム図）

<工業会等の確認内容>

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上（年平均1%以上）要件を満たしていること（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）

<経営革新等支援機関の確認内容>

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認

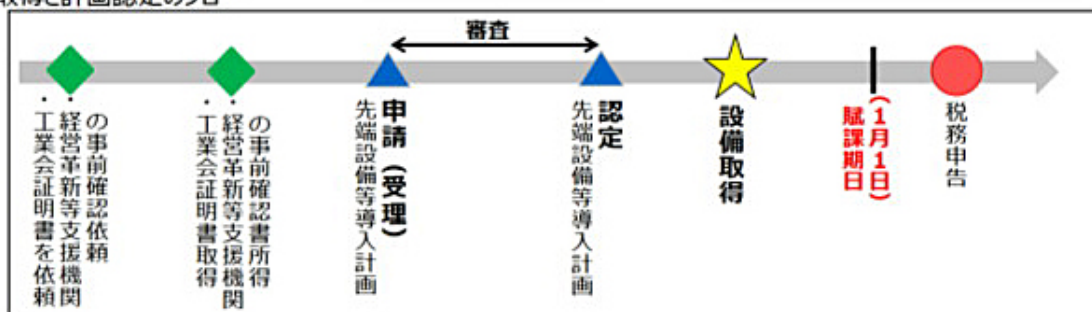


【注1】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様。）<詳細次頁>

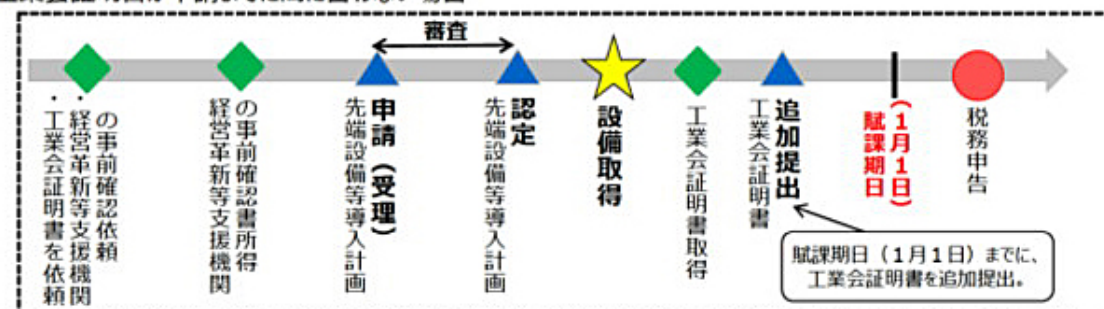
- ※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。
- ※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。
- ※3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などにご留意ください。

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- ただし、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー



【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合



【注】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。